

令和2年10月6日

監理技術者の専任義務の緩和について（お知らせ）

令和2年10月1日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正に伴い監理技術者の専任義務の緩和を次のとおり行います。

1 監理技術者の専任義務の緩和

監理技術者を補佐する者として監理技術者補佐を配置する場合、当該監理技術者（特例監理技術者）は、他の監理技術者補佐が配置されている施工現場1件に限り、監理技術者を兼ねることができます。

なお、当該施工現場は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とします。

2 監理技術者補佐の要件

次をすべて満たす者を当該施工現場に専任で配置することとします。

- (1) 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

※監理技術者補佐として認められる業種は主任技術者の資格を有する業種に限ります。

- (2) 資格審査基準日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間経過していること。

3 監理技術者補佐の資格審査資料の提出

監理技術者補佐を配置する場合には、資格の審査を行いますので、必ず財政局契約第一課に届け出てください。

具体的には、配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式）を2枚利用し、1枚目には従前どおり技術者及び現場代理人を記載してください。2枚目は、「1 技術者」欄のみ使用し、役職欄のその他に「補佐する者」と記載の上、監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載してください。それ以外は記載不要です。また、第6号様式の提出と併せて、当該監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）及び雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）もご提出ください。

4 適用対象

令和2年10月1日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）に係る契約について適用し、それ以前の契約には適用されません。

担当：財政局契約第一課
電話：045-671-2244

2枚目記載例

配置技術者・現場代理人(変更)届出書

(申請先) 横浜市契約事務受任者

(共同企業体の場合は共同企業体名)

所在地 商号又は名称 代表者職氏名 業者コード



契約者の印

Table with contract number, project name, and dates.

上記工事の配置技術者及び現場代理人について、次のとおり届出します。 この届出書及び添付書類の記載内容は全て事実と相違なく、また、配置技術者及び現場代理人は、本工事の公告に定められた入札参加資格要件を満たしており、かつ、建設業の許可における経営業務管理責任者又は営業所の専任技術者でないことを誓約します。

なお、契約の締結前に本誓約に違反した場合は、本工事請負契約の締結を辞退します。

1 技術者

○配置予定技術者調書との変更の有無 有 ・ 無

Main form for technical staff including company name, qualifications, and experience.

2 現場代理人

Form for site agent including company name, qualifications, and other project status.

- (備考) 1 技術者の「役職」欄は、施工現場での配置役職について該当欄に○をしてください。 2 共同企業体の場合で、第6号様式その1で技術者記入欄が不足する場合、又は、低入札調査対象案件における2人目の技術者は、第6号様式その2を使用してください。 3 技術者の実務経験で主任技術者の資格を有している方を配置する場合は、「実務経験年数」欄に、審査基準日における本工事に係る建設業の実務経験年数を記入し、証明する書類を添付してください(経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等)。 4 現場代理人の技術者との兼任欄は、本件工事の技術者と兼任する場合は「する」に、兼任しない場合は「しない」に○をし、併せて現場代理人となる方の氏名等を記入してください。 5 配置技術者及び現場代理人の、雇用開始年月日及び雇用関係が確認できる書類については、雇用開始年月日を記入の上、雇用関係が確認できる書類欄にチェックし、書類を添付してください。ただし、国民健康保険に加入している場合は「雇用保険被保険者証」にチェックし、雇用保険被保険者証の写しを添付してください。 また、いずれにも加入していない場合は、「その他」にチェックし、雇用関係が確認できる書類名を記入の上、添付してください。 6 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。 7 記載内容に虚偽等が判明した場合は、指名停止措置の対象となることがあります。